

■議案第28号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和2年4月1日から本町が運営する四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘と四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘の運営上必要な財政調整を目的として、四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘基金と四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘基金を設置するため、必要な規定を整備するものです。

【改正内容】

第3条に規定する積立基金として設置する基金に「四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘基金」と「四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘基金」を追加します。

【新旧対照表】

改正後			改正前		
(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(18) 四万十町森林環境整備基金	森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てる。	町長が定める額	(18) 四万十町森林環境整備基金	森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てる。	町長が定める額
<u>(19) 四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘基金</u>	<u>町立特別養護老人ホームの運営上必要な財政調整を図る。</u>	<u>基金指定寄附金及び特別養護老人ホーム特別会計決算剰余金を含め町長が定める額</u>			
<u>(20) 四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘基金</u>					
2 (略)			2 (略)		

【根拠法令等】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第 233 条第 5 項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。